

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は以下の施設基準に適合するものとして中四国厚生局長に届出を行っています。

- ・ 医療 DX 推進体制整備加算
- ・ 一般名処方加算
- ・ 情報通信機器を用いた診療
- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ がん患者指導管理料
- ・ 持続陽圧呼吸療法遠隔モニタリング加算
- ・ 連携強化加算
- ・ 明細書発行体制加算

<医療情報取得加算>

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

<医療 DX 推進体制整備加算>

当院では、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します。

- ・ オンライン資格確認等システムを導入し、取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・ マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・ 電子処方箋の発行体制を導入しています。
- ・ 電子カルテ情報共有サービスの取組実施のため、今後導入予定です
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。

<明細書発行体制加算>

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。
明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

<一般名処方加算>

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

<情報通信機器を用いた診療>

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。

ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品(診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤)の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する 8 日以上の処方